

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第2部門第3区分  
 【発行日】平成18年7月6日(2006.7.6)

【公開番号】特開2005-138238(P2005-138238A)

【公開日】平成17年6月2日(2005.6.2)

【年通号数】公開・登録公報2005-021

【出願番号】特願2003-378071(P2003-378071)

【国際特許分類】

B 2 4 B 27/06 (2006.01)

B 2 3 D 45/04 (2006.01)

【F I】

B 2 4 B 27/06 J

B 2 3 D 45/04 A

【手続補正書】

【提出日】平成18年5月19日(2006.5.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

切断材料を固定する移動バイス及び該移動バイスを設けたベースと、

該ベースの一端に設けたヒンジと、

該ヒンジに支持されたヒンジシャフトを回転支点として上下方向に揺動自在なアームと、  
該アームに配設された切断砥石、該切断砥石を回転駆動するモーター、前記切断砥石及び  
前記モータを覆う保護覆いとを有する切断機において、

前記アームに第1の凸部と第2の凸部を設けると共に、両凸部に当突可能なストッパを設け、前記ストッパが第1の凸部に当突した際には前記切断砥石の上限位置が規制され、第2の凸部に当突した際には前記切断砥石の下限位置が規制されるようにすると共に、前記ストッパを移動可能かつ係止可能とし上限位置、下限位置を同時に調整可能としたことを特徴とする切断機。

【請求項2】

前記ストッパは、前記ヒンジに設けられた長穴に挿通されており、該長穴は前記ヒンジシャフトを中心とした円弧形状をし、前記ストッパは、前記ヒンジシャフトを中心とした回転方向において、前記第1の凸部及び前記第2の凸部間に位置していることを特徴とする請求項1記載の切断機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

上記目的は、アームに第1の凸部と第2の凸部を設けると共に、両凸部に当突可能なストッパを設け、ストッパが第1の凸部に当突した際には切断砥石の上限位置が規制され、第2の凸部に当突した際には切断砥石の下限位置が規制されるようにすると共に、ストッパを移動可能かつ係止可能とし上限位置、下限位置を同時に調整可能とすることにより達成される。

**【手続補正3】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0010**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0010】**

本発明によれば、切断砥石の上限位置、下限位置を同時に調整設定できるようにしたので、切断砥石の外径の大きさが変化しても、切断砥石の大きさに応じた最大の切断材料が切断でき、切断材料を無駄なく切断でき、上限位置と下限位置の調整が容易に行なえる。また、同時に上限位置も変化するので、切断砥石と切断材料の距離を最短に保つ事ができ、切断砥石を上方に上げる作業および切断材料に近づける作業性を良くなり、作業能率が良くなる。